

## TOPICS

## 平成20年度省エネ法改正に伴い、本年4月から準備が必要に

日本は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減していくために、省エネルギー対策の強化が求められている。こうした状況を踏まえ、昨年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、エネルギー管理義務の対象範囲が拡大された。

同改正法の施行日は平成22年4月1日の予定であるが、エネルギー管理義務の対象（年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl以上）に該当するかどうかの判断を行うために、各企業において平成21年4月から1年間のエネルギー使用量の把握・記録が必要となった。

## 1. 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）は、石油危機を契機に昭和54年に制定された。省エネ法は、国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

### （1）改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量（原油換算値）を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければならない。

### （2）義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行なうことが義務付けられている。

## 2. 今回の主な改正のポイント

### （1）指定基準の改正

#### ①工場・事業場単位から企業単位へ

平成20年5月の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変更された。従って、企業全体（本社、工場、支店、営業所等）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、

特定事業者の指定を受けなければならない。

#### ②特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得る

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければならない。

フランチャイズチェーン本部が行なっている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者（加盟店）を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなる。

### （2）報告書等の提出単位の変更（図1参照）

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わる。

### （3）エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者：※）をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられる。

※エネルギー管理講習修了者またはエネルギー管理士から選任しなければならない。

### 3. 企業全体でのエネルギー使用量の把握

図2のフローのとおり、平成21年4月～22年3月迄の1年間、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）を正確に把握し、記録する。

\*例：電気・ガスは、毎月の検針票に示される使用量を把握する。

#### エネルギー使用量の原油換算値への換算手順

- ア 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計する。
  - イ アの使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（GJ：ギガジュール）を求めた後、合計して年間に使用したエネルギー量（熱量合計、GJ）を求める。
  - ウ イの年間の使用熱量合計（GJ）に、0.0258（原油換算 $kl/GJ$ ）を乗じて年間のエネルギー使用量（原油換算 $kl$ ）を求める。
- \*また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もある。

1年間の同使用量が合計1,500 $kl$ 以上の場合、エネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければならない。

燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的数値、集計用の簡易ツール（表計算シート）は、財団法人省エネルギーセンターの下記URLで参照・ダウンロードできる。

(URL) [http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07\\_01.xls](http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07_01.xls)

また、同センターのWebサイトでは、「工場の省エネ」、「ビルの省エネ」、「交通の省エネ」などに関して様々な改善事例や推進方法等が紹介されている。

#### \*省エネ法改正に関するお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

電話：03-3501-9726 FAX：03-3580-8439

図1

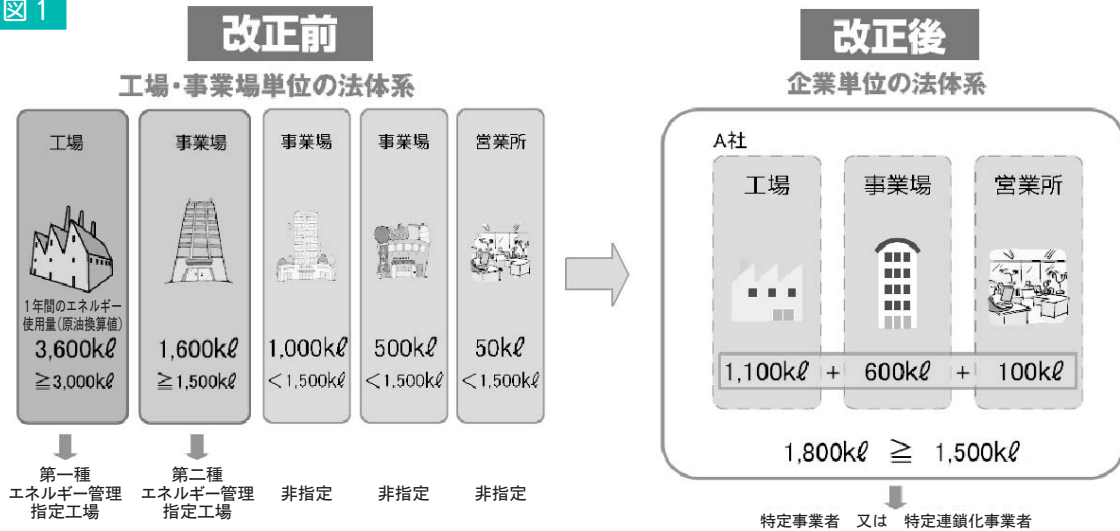
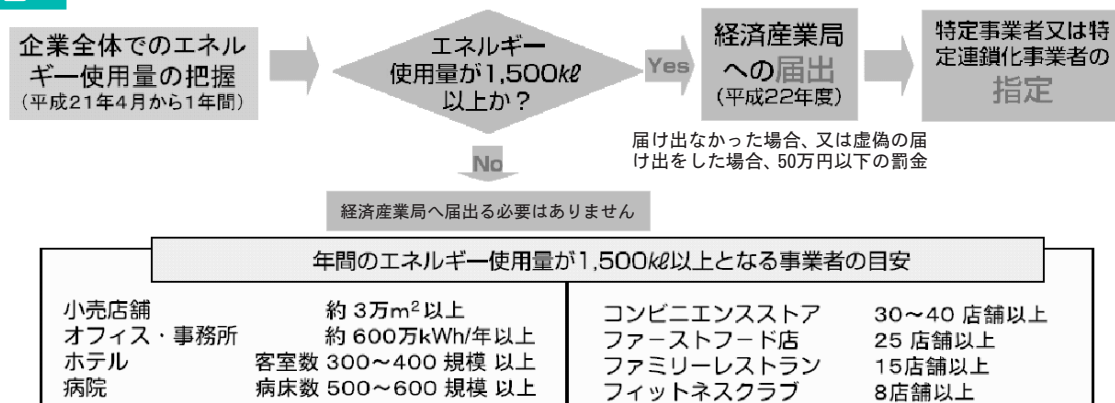


図2



【注意】事業所の立地条件（所在地、等）や施設の構成（例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院）等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。